

令和2年度 ひょうごチャレンジ起業支援貸付（無利子）のご案内

《ポストコロナ・スタートアップ支援事業枠(拡充版クリエイティブ起業創出事業)》

《受付期間》令和2年6月22日（月）～8月31日（月）《最終日16時必着》

《ご利用のポイント》

- ① 新規性や創造性に富んだビジネスプランを有し、兵庫県内に活動拠点を置いて、経験や技術を生かして事業を開始する起業家及び開業間もない代表者（実質的な経営者）で概ね40歳未満の方がご利用いただける長期（10年以内・うち最長3年据置）の無利子貸付金です。
- ② 貸付限度額は500万円。貸付日以降の1年以内に支出する設備資金・運転資金にご利用いただけます。
- ③ 担保や第三者保証人なしで申請していただけます。保証料も不要です。

貸付対象者	新規性や創造性に富んだビジネスプランを有し、兵庫県内に活動拠点を置いて起業にチャレンジする代表者（実質的な経営者）で概ね40歳未満の方が、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが実施する「令和2年度ポストコロナ・スタートアップ支援事業(拡充版クリエイティブ起業創出事業)助成金」に申込みをする方 (ただし、過去にチャレンジ起業支援貸付を受けた方・第二創業による申請者は除く。)
貸付対象分野	ポストコロナ・スタートアップ支援事業(拡充版クリエイティブ起業創出事業)助成金募集要項に定める以下の事業とする。 ① 創造性や技能・技術により新たな価値や市場を生み出すクリエイティブなものづくりやサービス等。なお、ポストコロナ社会を視野に入れた産業・社会課題の解決に資する事業を優先的に支援する。 ② ただし、公序良俗に反する事業や、公金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風営法により規制の対象となるもの等）は対象外。
貸付限度額	500万円（貸付額は10万単位、最低貸付金額は100万円）
貸付割合	センターが貸付対象として認めた必要経費の70%以内または貸付限度額の低い方
貸付利率	無利子
貸付期間	10年以内（最長3年以内の据置可）、据置後 均等月賦返済（自動引落としによる）
資金使途	貸付日以降の1年以内に支出する運転資金・設備資金 (助成金申請における自己負担部分も含めた事業実施に必要な経費)
連帯保証人	不要（代表者保証も不要）

※貸付の可否は審査会で決定し、審査による貸付条件が付加される場合があります。



〔書類提出先・問合せ先〕

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター
創業推進部 投資育成課
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4
神戸市産業振興センター 2階
TEL 078-977-9075 FAX 078-977-9112

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/challengekasituke-creative>
(公募要項、様式はこちら)